

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（木津川上流砂防管内レーザ測量業務）
- 二 測量の地域 宇陀市、山辺郡山添村並びに宇陀郡御杖村及び曾爾村の区域
- 三 測量の期間 平成二十一年十月十三日から平成二十二年三月二十五日まで